る専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）		
四　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含み、前号に掲げる者を除く。）	［略］	［略］
五～九　［略］	［略］	［略］

２・３　［略］

（登録の申請）

第二条　第一条第一項の登録は、講習に係る業務（以下「講習業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（申請書及び添付書類）

第二条の二　前条の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第四の三の登録講習機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書並びに事業報告書又はこれらに準ずるもの（第一条第一項の登録を受けようとする者が当該申請の日を含む事業年度に設立された法人である場合には、その設立時における財産目録又はこれらに準ずるもの）

三　申請の日を含む事業年度における事業計画書（講習業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を含む。）

四　第一条第一項の登録後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算書

五　役員の氏名及び経歴を記載した書類

六　第一条第一項の登録後三年間の講習業務の実施に関する計画書

七　次条第一項第一号に掲げる事由に該当しないことを説明した書類

（登録の基準）

第二条の三　経済産業大臣は、第二条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　次に掲げる事由に該当しないこと。

イ　第二条の十二の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ロ　その業務を行う役員のうちに法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者がある者

二　前条第六号に掲げる計画書が、講習業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

三　前条第六号に掲げる計画書を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

四　法人であること。

五　講習業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて講習業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

［新設］

専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）		
四　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含み、前号に掲げる者を除く。）	［略］	［略］
五～九　［略］	［略］	［略］

２・３　［略］

第二条　削除

［新設］